

～ 大淀川水系 ～

国土交通省

(1)水害に強い人づくりの推進……………P3～P9

《内容： 防災教育・出前講座の推進》

(2)情報伝達のための環境づくりの推進

《内容： 簡易型河川監視カメラの整備》

《内容： 報道関係者との意見交換会を実施》

(5)被害を最小にするハード整備

《内容： 大淀川下流部において河道掘削を実施(宮崎市)》

《内容： 大淀川上流部において高水敷掘削を実施(都城市)》

《内容： 本庄川において河道掘削を実施(国富町・綾町)》

宮崎地方气象台

(2)情報伝達のための環境づくり推進…………… P10～P11

《内容： 河川管理者と合同での台風説明会》

宮崎県

(1)災害に強い人づくりの推進……………P12～P15

《内容： 不動産関連団体を対象とした研修会等の取組み》

(2)情報伝達のための環境づくり推進

《内容： 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの増設》

(5)被害を最小にするハード整備

《樹木伐採・河道掘削(防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策)》

宮崎市

(2)情報伝達のための環境づくりの推進……………P16～P19

《内容： コロナ禍における避難確保計画の作成・提出促進について》

《内容： 要配慮者利用施設(水防法・土砂災害防止法)管理者に対する
情報提供(動画・手引きの作成)》

都城市	(1)水害に強い人の推進・・・・・・・・・・・・・・・・P20～P21 《内容： 防災講話の実施》
国富町	(1)水害に強い人づくりの推進・・・・・・・・・・・・P22～P23 《内容： 避難所運営訓練》
綾町	(1)水害に強い人づくりの推進・・・・・・・・・・・・P24～P25 《内容： マイハザードマップ作り》
小林市	(2)情報伝達のための環境づくりの推進・・・・・・・・P26～P27 《内容： 防災行政無線(同報系)の運用開始》
三股町	(1)災害に強い人づくりの推進・・・・・・・・・・・・P28～P30 《内容： 立地適正化計画」の策定、その記載事項として「防災に関する方針」 を作成》
高原町	(1)災害に強い人づくりの推進・・・・・・・・・・・・P31～P32 《内容： 防災備蓄倉庫の設置》
鹿児島県	(2)情報伝達のための環境づくりの推進・・・・・・・・P33～P34 《内容： 鹿児島県水害リスクマップの公表》
曾於市	(1)災害に強い人づくりの推進・・・・・・・・・・・・P35～P36 《内容： 土砂災害・全国防災訓練(曾於市末吉町岩南地区)》

【直轄管理区間分】【令和2年度】取組施策の進捗事例

国土交通省 宮崎河川国道事務所

■取組(1)水害に強い人づくりの推進

「防災教育・出前講座の推進」

■取組(2)情報伝達のための環境づくり推進

「簡易型河川監視カメラの整備」

「報道関係者との意見交換会」

■取組(5)被害を最小にするハード整備

「大淀川下流部において河道掘削を実施(宮崎市)」

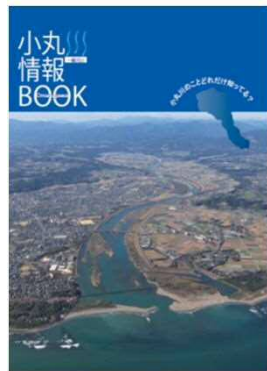
「大淀川上流部において高水敷掘削を実施(都城市)」

「本庄川において河道掘削を実施(国富町・綾町)」

宮崎河川国道事務所では、教育機関（小・中・高校）や自治会等に対して、防災教育や出前講座に取り組んでいます。

●高鍋高校（高鍋町）フィールドワーク

小丸川情報ブックを教材に、河川の基礎知識や、小丸川の歴史、環境、治水（ハード・ソフト）、利水等について、現地実習を交えて説明。



被害を抑えるための取り組み ~ソフト対策~

小丸川では、洪水等による災害の発生防止と軽減を図るための工事による対策（ハード対策）を整えています。施設能力以上の洪水等が発生した場合でも被害を最小限にとめるために工事をしない対策（ソフト対策）を推進しています。

水位、雨量等の避難行動に役立つ情報を 分かりやすく提供しでいきます

研究 point
洪水被害を少なくするためにはどのような対策が必要か考えてみよう！

川の防災情報 (スマートフォン)

地デジによる河川防災情報 (テレビ)

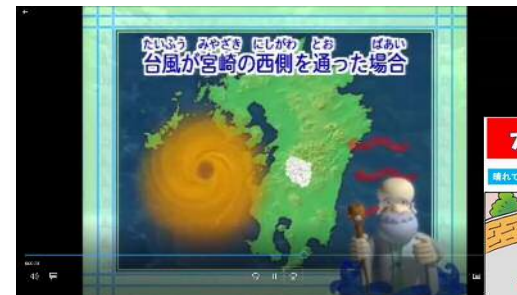
お近くの地域の「雨の状況」、「川の水位と危険度」、「洪水に際する注意」、「川のカラー映像」などの情報をリアルタイムで確認することができます。

小丸大橋水位観測所の水位を確認することができます。



●西岳小学校（都城市）防災学習

テーマ：「川とわたしたちの暮らし」
動画や流域の立体地図等を用いて説明を行った。



川のそばを通る道路は、ケケン。大雨がふると川があふれ、道路が通れなくなります。



(2) 情報伝達のための環境づくりの推進 簡易型河川監視カメラの整備

近年の豪雨災害の課題として、洪水の危険性が十分に伝わらず、的確な避難行動につながっていない状況があるため、多くの地点で洪水状況を確認できるように機能を限定した低コストの簡易型河川監視カメラを設置を行っている。

令和2年度は大淀川、本庄川、綾北川に合計15カ所のカメラを設置しました。

これまでの河川監視カメラ



イメージ

- ・ 高画質映像（FHD画質）
- ・ 夜間監視にも対応（超高感度撮影等）
- ・ ズーム・首振り機能、ワイパー搭載
- ・ 事務所等で常時監視可能 等
- ・ カメラ本体350万円程度

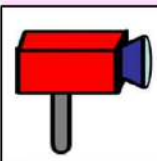
追加
設置

簡易型河川監視カメラ(無線式)

電源・通信が確保できない箇所でも設置可能なカメラ

【主な特徴】

- ・ 商用電源がない場所でも太陽電池等で稼働
- ・ 無線通信により、連続的な静止画を伝送
- ・ 夜間でも撮影可能（月明かり程度）
- ・ 定点撮影（ズーム、首振り機能なし）
- ・ インターネット経由で閲覧可能
- ・ カメラ本体30万円以下



日中の見え方



夜間の見え方

簡易型河川カメラの画像は川の水位情報HP等で公表中

HPアドレス : <https://k.river.go.jp/>

(2) 情報伝達のための環境づくりの推進 報道関係者との意見交換会

宮崎地方気象台と合同で宮崎県内の報道関係者（テレビ、新聞社等）との意見交換会を開催し、住民の方に防災情報等を的確に伝えるために意見交換会を行いました。

また。九州地方整備局（福岡市）では、九州災害情報（報道）研究会が開催したアナウンサー・気象キャスター・若手記者向け 防災情報勉強会（Web開催）にて河川やダム等の防災情報について説明を行いました。

● 報道関係者との意見交換会

日時：令和2年12月9日

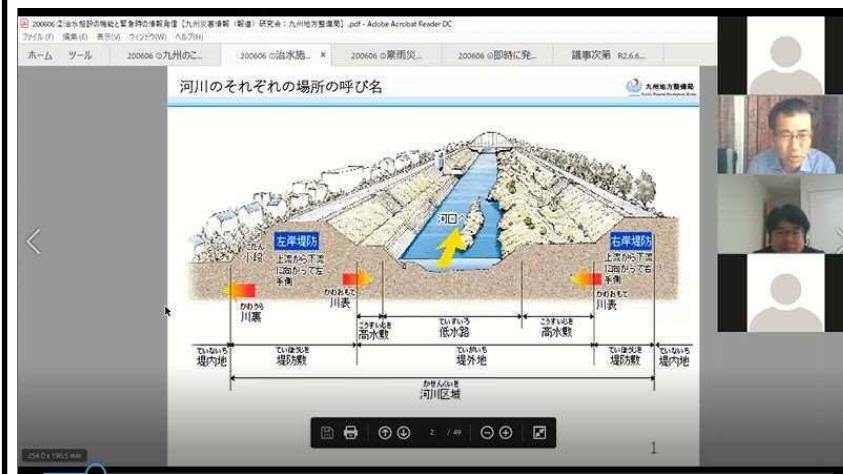
参加者：宮崎河川国道事務所、宮崎地方気象台、宮崎日日新聞社、共同通信社、NHK宮崎放送局、UMKテレビ宮崎、MRT宮崎放送、宮崎ケーブルテレビ （合計約30人）



● アナウンサー・気象キャスター・若手記者向け防災情報勉強会

日時：令和2年6月6日

参加者：東京大学 松尾客員教授
国土交通省（本省、九地整）
報道関係者等 （合計約200人）



大淀川下流部(宮崎市)において、河道掘削を実施。
令和2年度で約60,000m³の土砂を掘削し、令和3年度においても約45,000m³の掘削を予定しています。

着工前



完成後



施工状況①



施工状況②



施工状況③



大淀川上流部(都城市)において、河道掘削を実施。
令和2年度で約35,000m³の土砂を掘削し、令和3年度においても約24,000m³の掘削を予定しています。



(5) 被害を最小にするハード整備

本庄川において河道掘削を実施(国富町・綾町)

本庄川において、森永橋上流（国富町）で約10,000m³、綾南川橋下流（綾町）で約5,500m³の河道掘削を実施



【直轄管理区間分】【県管理区間分】【令和2年度】取組施策の進捗事例

気象庁 宮崎地方気象台

- 取組(2)情報伝達のための環境づくり推進
「河川管理者と合同での台風説明会」

(2) 情報伝達のための環境づくり推進 事例

内容 河川管理者と合同での台風説明会
(機関名 宮崎地方気象台)

●取組主体: 宮崎地方気象台、宮崎河川国道事務所

●取組概要

宮崎地方気象台では、台風接近時には台風説明会を行っているが、初めて宮崎河川国道事務所と合同で台風説明を行い、警戒を呼び掛けた。

●取組背景

令和2年の台風第10号は、特別警報級の勢力まで発達し九州南部に接近・上陸のおそれがあり記録的な大雨となる予想であったことから、宮崎河川国道事務所と合同での台風説明を行った。

●取組のねらい

宮崎地方気象台と宮崎河川国道事務所が合同で台風説明会を行うにより、台風だけでなく河川についても警戒を呼び掛け、住民に危機感を伝える。

●取組の工夫点

平成17年台風第14号の災害事例を引用するなどして、最大級の警戒を呼び掛けた。

●取組の様子



●効果拡大に向けての工夫

強い危機感が伝わるよう、過去に宮崎県内で大きな被害のあった平成17年台風第14号の事例を引用した。

【直轄管理区分】【県管理区分】【令和2年度】取組施策の進捗事例

宮崎県

■取組(1)災害に強い人づくりの推進

「不動産関連団体を対象とした研修会等の取組み」

■取組(2)情報伝達のための環境づくり推進

「危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの増設」

■取組(5)被害を最小にするハード整備

「樹木伐採・河道掘削(防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策)」

取組(1)災害に強い人づくりの推進

「不動産関連団体を対象とした研修会等の取組み」

宮崎県

- 不動産関係団体が実施する研修会において、県関係各課職員が講師となり、水防法や土砂災害防止法に係る講習会を実施した。(令和2年11月に開催。)
- 講習会では、宅地建物取引業法施行規則の一部改正され、不動産取引時において、洪水・内水・高潮の水害リスクに係る説明が重要事項として追加されたことを踏まえ、近年の豪雨災害の発生状況や想定最大規模の降雨に係る洪水浸水想定区域図に表示された水害リスクの見方等を詳しく解説した。

開催状況(R2.11.10)



水害リスクに関する情報の解説 説明資料(抜粋)

水害リスクに関する情報について
令和2年11月 宮崎県土木整備部河川課

【目次】

1. 近年の豪雨災害について
2. 水害リスク情報の重要事項説明への追加
3. 水害リスク情報について
4. 洪水浸水想定区域図について
5. ハザードマップと災害発生位置の関係
6. 国土交通省ハザードマップポータルサイト

日本のみなた 宮崎県

1. 近年の豪雨災害について

○令和2年7月豪雨では、綾川川の多くの観測所で史上最高水位を観測し、本川の堤防が交差所決壊するとともに、本川、支川で多数の土砂堆積や崩壊状況が発生。また、綾川川を遡行している道路橋10橋が流失し、綾川川沿いの国道219号が複数箇所ハブーンで土砂流入、橋体崩壊など甚大な被害が発生。

○今後の本格的な災害復旧等を迅速かつ効率的に進め、被災地の復旧・復興を加速化するため、事業を担当する八代河川国道事務所へ八代復興出張所を設置。

所在地：熊本県八代市南原町1丁目709-2(八代河川国道事務所内)

4-4 想定最大規模の洪水浸水想定区域
【綾川川(下流)の事例】

※洪水想定区域図は、想定し得る最大規模の降雨における氾濫状況をシミュレーションした結果を基に作成され、想定おける位置地との位置関係や重複を合わせ、浸水区域及び洪水深の最大を示したものである。

5. ハザードマップと災害発生位置の関係

※多くの被災事例では、事前に災害リスクが高いことは洪水ハザードマップ等で公表されている。

※綾川川の洪水範囲は、国土交通省が作成・公表している洪水浸水想定区域図と比較すると、ほぼ想定区域図内で発生したことが確認されている。

綾川川の浸水状況と浸水想定区域図との比較

→ 住民自ら行動できるよう、事前に、住む土地の水害リスク情報を把握することが重要

取組(2) 情報伝達のための環境づくり推進

「危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの増設」

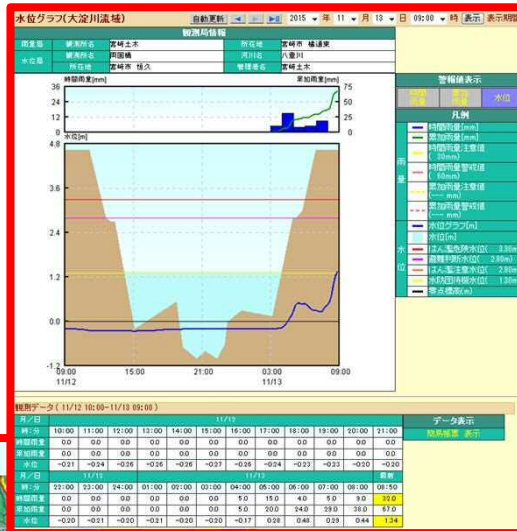
宮崎県

- 従来の水位計や河川監視カメラに加え、危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラを増設し、きめ細やかな水位情報を提供。
- 安定した雨量・水位情報を提供できるよう観測局等の適切な維持管理を実施。

県が公開している水位情報等

	大淀川水系	県全体
雨量計	46	167
水位計	39	130
河川監視カメラ	15	62
危機管理型水位計	14 (7)	109 (34)
簡易型河川監視カメラ	24 (7)	84 (57)

※()はR2年度設置



危機管理型水位計



県が公開している雨量・河川水位観測情報：県のHPで公開

宮崎県の雨量・河川水位

雨量観測情報：画面イメージをクリックすると目的の画面を表示

水位観測情報：画面イメージをクリック

水位状況図

クリック!!

簡易型河川監視カメラ



公開している画像（簡易型河川監視カメラ）



取組(5)被害を最小にするハード整備

「樹木伐採・河道掘削(防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策)」

宮崎県

樹木繁茂や土砂堆積の流下阻害等で洪水氾濫による被害が生じる恐れのある箇所について、樹木伐採や河道掘削を実施。

【実施河川】 49河川(大淀川水系) 【事業費】 約13.5億円 【樹木伐採】 約22万 m^2 【河道掘削】 約27万 m^3

※上記値は、3か年合計

高崎川



浦之名川



新別府川



【直轄管理区間分】【令和2年度】取組施策の進捗事例

宮崎市

■取組(2)情報伝達のための環境づくり推進

「コロナ禍における避難確保計画の作成・提出促進について」

「要配慮者利用施設(水防法・土砂災害防止法)管理者に対する情報提供(動画・手引きの作成)」

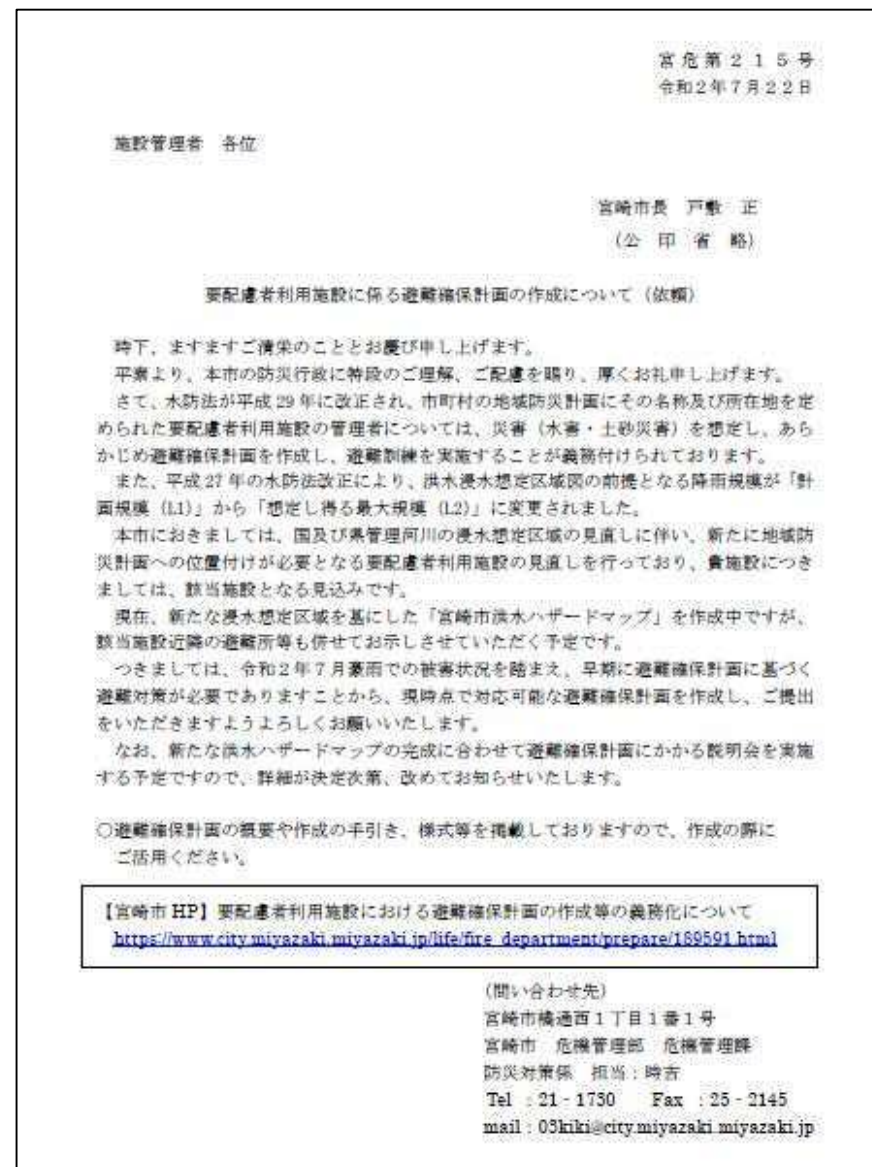
(2) 情報伝達のための環境づくり推進 事例

内容 コロナ禍における避難確保計画の作成・提出促進について(宮崎市)

1. 要配慮者利用施設(水防法)に対する周知

- 主体:宮崎市危機管理課
- 背景:平成29年度の水防法の改正
→浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者に対する避難確保計画の作成及び避難訓練実施の義務化
→洪水浸水想定区域の見直し(想定最大規模)に伴う要配慮利用者施設の増加(141→932施設)
- 対象:宮崎市地域防災計画に新たに位置づけられた避難確保計画の作成対象となる要配慮者利用施設(787施設)
- 内容:文書による避難確保計画の作成依頼
→新たに地域防災計画に位置付けられた旨を通知
→避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の義務化について説明
- 備考:令和2年7月豪雨により14名が犠牲となった要配慮者利用施設の被害を受け、同月中に作成依頼を行った(依頼文で避難確保計画作成説明会の年度内開催を予告)。

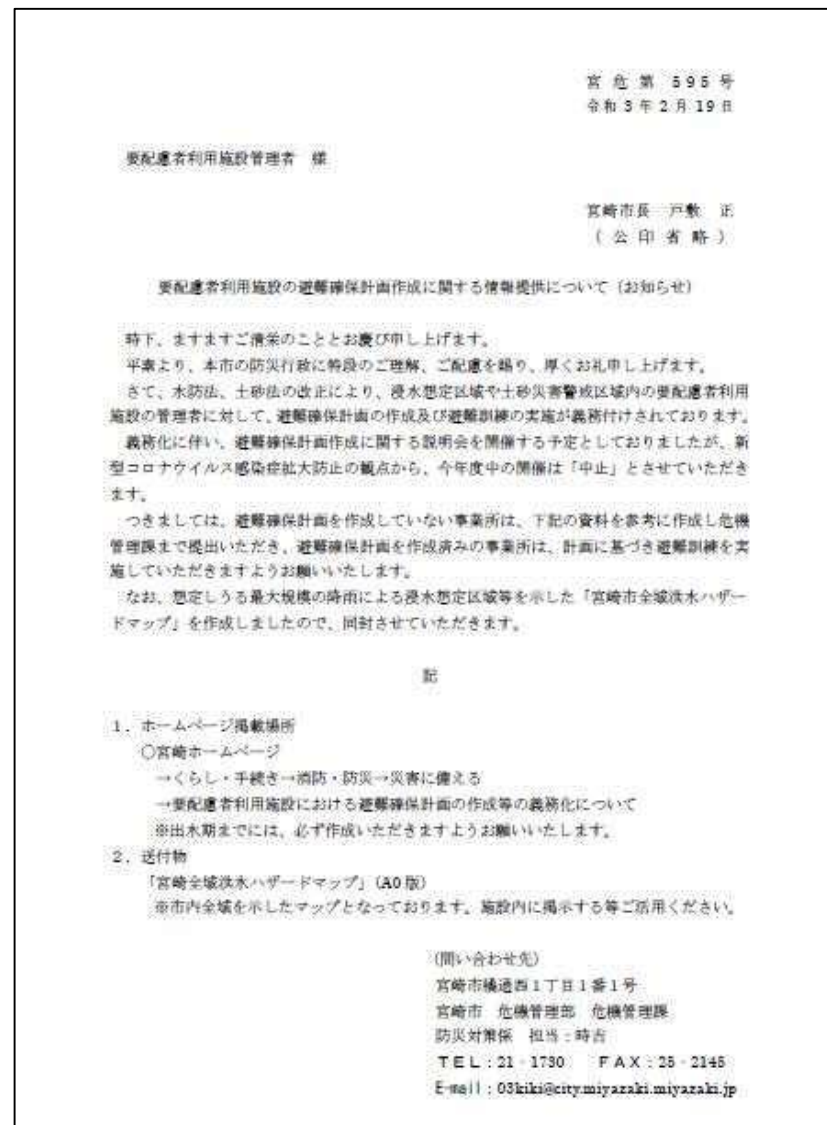
【対象施設へ送付した依頼文書】



2. 要配慮者利用施設(水防法・土砂災害防止法) 管理者に対する情報提供(動画・手引きの作成)

- 主体: 宮崎市危機管理課
- 背景: 新たに地域防災計画に位置付けられた洪水浸水想定区域及び、土砂災害警戒区域等に位置する要配慮者利用施設の管理者に対する説明会の実施を予定
 - 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より開催を断念
 - 説明会と同様に、施設管理者に対して避難確保計画作成の必要性及び、作成・提出依頼についての周知を図る方策を検討
- 対象: 宮崎市地域防災計画に位置づけられた避難確保計画の作成対象となる全要配慮者利用施設
 - ◎水防法: 912施設 ◎土砂災害防止法: 101施設
- 内容: ①文書による避難確保計画の作成・提出依頼
 - ・作成済の施設→避難訓練の実施を依頼
 - ・未作成の施設→作成・提出について依頼
避難訓練の実施を依頼
- ②避難確保計画作成の必要性に関する動画作成
 - ・令和2年7月豪雨の被害を踏まえた動画を作成し、ホームページに掲載
 - 避難確保計画の必要性を呼びかけ、作成・提出について依頼
- ③避難確保計画作成の手引きの作成
 - ・説明会で使用予定であった手引きをホームページに掲載
 - 水防法・土砂災害防止法それぞれ作成し、具体的な記入方法を解説

【対象施設へ送付したお知らせ】



【避難確保計画作成の必要性に関する動画】



避難確保計画の必要性

120 回視聴・2021/02/25

👍 2 🗨️ 0 ➡️ 共有 📄 保存 ...

過去の要配慮者利用施設の被災状況と課題

○平成21年7月21日の豪雨により、山口県防府市の特別養護老人ホーム「ライフケア高砂」を土石流が襲い、入居者7名が亡くなる被害が発生



課題・対策
 ◆要配慮者利用施設の土砂災害対策推進のために、民生部局と砂防部局間で日頃から緊密な連携を図ることの重要性を認識
 ➡️ 民生部局と砂防部局間で情報共有等連携の強化を図るよう、厚労省・国交省連名で通知

○平成28年8月30日の台風第10号の雨による岩手県小本川の水害で「グループホーム楽ん楽ん」で入居者9名がなくなる大きな被害が発生



課題・対策
 ◆防災情報が要配慮者利用施設の管理者等に十分理解されておらず、また、水害に対する避難確保計画の策定や避難訓練が十分に実施されていない。
 ➡️ 要配慮者利用施設において避難確保計画や避難訓練実施を義務化（平成29年水防法等改正）

避難確保計画の必要性

120 回視聴・2021/02/24

👍 2 🗨️ 0 ➡️ 共有 📄 保存 ...

【避難確保計画作成の手引き】

水防法に関する「避難確保計画」について

土砂災害防止法に関する「避難確保計画」について

宮崎市危機管理部危機管理課

MIYAZAKI CITY

表紙、1 計画の目的・2 防災体制

避難確保計画の作成方法・様式について

土砂災害時の避難確保計画

1 計画の目的

2 防災体制

避難確保計画の様式のダウンロードや、作成方法の確認については、**宮崎市ホームページ**から確認できます。

市HP掲載場所

宮崎市ホームページ
 →くらし・手続
 →消防・防災
 →防災に備える
 →被災者支援利用施設における避難確保計画の作成等の義務化について

【避難確保計画策定状況】 令和3年3月31日現在

	水防法 (912施設)	土砂災害防止法 (101施設)
作成数	239施設	28施設
作成率	26.2%	27.7%

洪水浸水想定区域の見直しにより
■対象施設が増加
 (R2水防法141施設、R2土砂法81施設)

■作成率の低下
 (R2水防法78%、R2土砂法34.6%)

【直轄管理区間分】【令和2年度】取組施策の進捗事例

都城市

- **取組(1)水害に強い人づくりの推進**
「防災講話の実施」

(1) 水害に強い人づくりの推進 事例

内容 防災講話の実施
(機関名 都城市危機管理課)

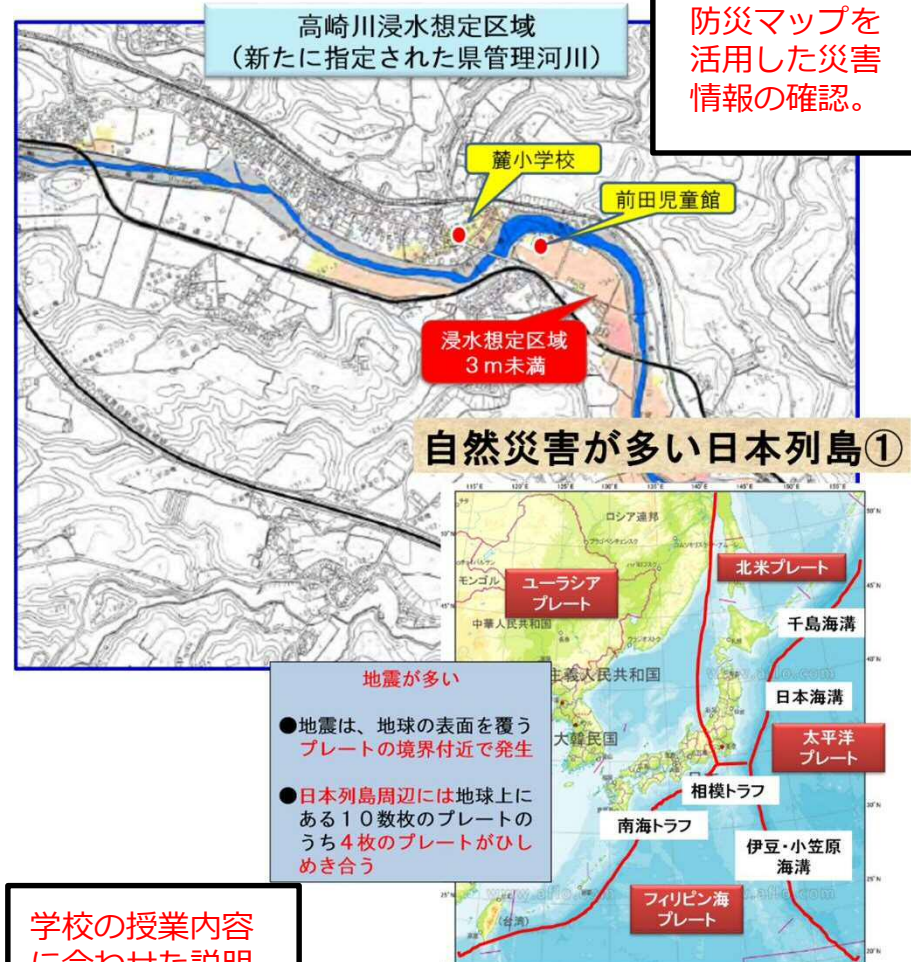
- 取組主体：都城市危機管理課
- 講話対象
都城市立有水中学校
都城市高崎町自治公民館
(公民館長に対し実施)
- 参加人数：40人、12人
- 開催頻度：2回/年
- 取組概要：2回 (R2実績：)

概要：2団体に対し、防災講話を実施した。

● 取組背景：近年、激甚化する自然災害に対し、市民ひとりひとりが正しい知識を持ち、生命や財産を守るための行動が取れるようにしていく必要がある。

● 取組のねらい：若い世代や地域のリーダーである自治公民館館長に対して防災知識の普及啓発を行うことで災害に強い人づくりを推進する。

● 説明資料 (参考)



● 効果拡大に向けて
令和3年4月に指定避難所の見直しを行ったため、防災講話を通して自分が住んでいる地区の避難所情報をはじめとした防災情報を再確認してもらう機会にしたい。

【直轄管理区間分】【令和2年度】取組施策の進捗事例

国富町

- 取組(1) 水害に強い人づくりの推進
「避難所運営訓練」

(1) 水害に強い人づくりの推進 事例

内容 避難所運営訓練 (機関名 国富町)

- 取組主体: 国富町
- 取組参加機関
国富町避難所職員、国富町防災士
国富町社会福祉協議会
- 参加人数: 63人
- 開催日時: 令和2年10月26日
- 取組概要: 1回
コロナ禍における避難所開設から運営の訓練
- 取組背景:
台風10号の避難所反省会を基に開催
- 取組のねらい:
コロナ禍における職員的意思統一
- 取組の工夫点:
防災士、社会福祉協議会の保健師など参加

● 取組の様子



- 効果拡大に向けての工夫
台風10号の反省点を振り返りながら行った。

【直轄管理区分】【令和2年度】取組施策の進捗事例

綾町

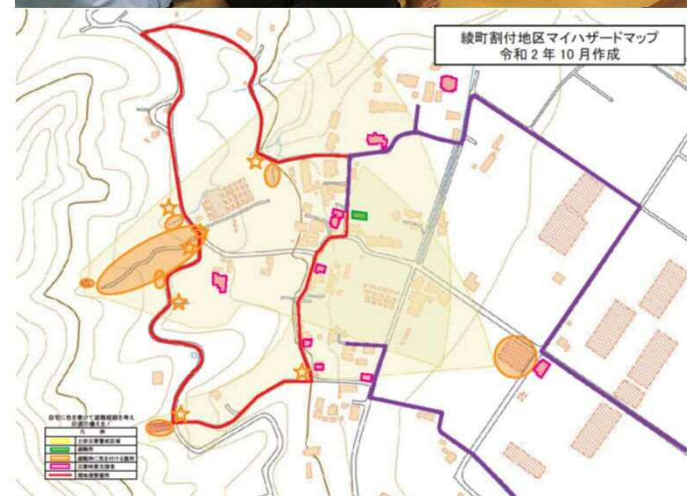
- 取組(1)水害に強い人づくりの推進
「マイハザードマップ作り」

(1) 水害に強い人づくりの推進 事例

内容 マイハザードマップ作り (機関名 綾町)

- 取組主体: 割付地区子供会
- 取組参加機関
宮崎県、綾町消防団、綾町
- 参加人数: 25人
- 開催頻度: 1回/年
- 取組概要: 1回
自宅周辺の危険箇所調査
- 取組背景:
昨今の大雨に対する備え
- 取組のねらい:
実際に住んでいる周辺を消防団員とともにまわること、普段気づかない状況を把握する。
- 取組の工夫点:
現地を直接確認、消防団員を関わらせること。

● 取組の様子



- 効果拡大に向けての工夫
管轄の消防団員にも関わりをもたせることで、子供会のみならず地域住民への防災意識の啓発にもつながった。

【県管理区間分】【令和2年度】取組施策の進捗事例

小林市

- **取組(2)情報伝達のための環境づくり推進**
「防災行政無線(同報系)の運用開始」

取組(2) 情報伝達のための環境づくりの推進

「防災行政無線(同報系)の運用開始」

小林市

市では、防災行政無線(同報系)【デジタル方式280MHz】を市内全域に整備し、令和2年6月25日から運用を開始しました。特に、防災ラジオを全世帯に配布し、市内29カ所に設置した屋外スピーカーを含め、屋内外問わず防災や災害時などの緊急情報、市からの行政情報及び区等からの地域情報をお知らせすることにより、迅速な情報の伝達が可能となりました。

大雨警報が発表
されました。
〇〇地区に避難
勧告が発令され
ました。



防災ラジオ
約14,000世帯へ
無償貸与



屋外拡声子局
29カ所

【放送内容】

- 緊急地震速報、気象警報(大雨洪水警報・暴風警報など)※Jアラートと連動
- 市からのお知らせ(避難所の開設、各種イベント情報など)を放送。
- 各地区からのお知らせ(地区ごとに設定して放送可能)

転居や転出の時は？

- ◆市内の転居のとき
防災ラジオには、区ごとの住所設定がされています。転居するときは、設定を変更する必要がありますので、市役所へ連絡ください。
- ◆市外へ転出するとき
同じ区内の転居の場合は連絡不要です。住所変更が市外へ転出するときは、必ず市役所へご連絡ください。
- ◆世帯主を変更したとき
市役所へご連絡ください。
- ◆亡くなったとき
早急世帯の世帯主がなくなったときは、親族などが市役所へご連絡ください。

◆使用方法

- 1 防災アンテナの接続
- 2 電池の設置と電源コード接続
- 3 電源ランプ(緑色)の点灯

※非常時のために、音波から必ず電源を入れ、電源コードを差し込んでください。電池だけでは3日程度で電量が切れます。

電池は定期的に交換するメモ

◆防災情報の伝達手段とその概要

伝達手段	対象	概要	音声	文字
防災行政無線	市内全域	情報を防災ラジオと屋外スピーカーにより一斉に放送する	○	△ (緊急時のみ)
広報車	対象地域	情報を車に搭載したスピーカーから周辺地域へ放送する	○	×
防災・防災メール 配信サービス	サービス登録者	情報をサービス登録者に対しメールで一斉に配信する	×	○
市ホームページ	閲覧者	情報をホームページに投稿する	△ (緊急時のみ)	○
おれら (フェイスブック・ツイッター)	閲覧者 アプリ装着者	情報をアプリに投稿する 設定によりフェイスブックやツイッターで発信可能	△ (緊急時のみ)	○
Jアラート (災害情報共有システム)	市内全域	自然災害や地震発生などの防災情報を一斉に発信し、テレビ・ラジオなどを通じて放送される	△ (テレビ・ラジオ による放送)	○ (テレビ・ラジオ による放送)

◆問合せ先

- 危機管理課
Tel 23-1175
- 須小庁舎地域振興課
Tel 48-3111
- 野尻庁舎地域振興課
Tel 44-1100

◆メール・SNSはこちらから

- 防災・防災メール
※空メールを送信
- フェイスブック
(よかごこ小林)
- ツイッター
(よかごこ小林)

※おれら(フェイスブック)は、おれら(フェイスブック)のアプリをインストールしてください。

**もしものときの情報を早く届ける
防災行政無線**

市では、防災行政無線(同報系)を市内全域に整備し、6月25日から運用を開始します。防災や災害時などの緊急情報、市からの行政情報や区等からの地域情報を防災ラジオでお知らせします。また、市内29カ所に屋外スピーカーも設置しましたので、緊急情報や辞などを放送します。 ※運用開始までに数回試験放送を行います。

◆放送する内容と情報配信イメージ

市役所を配信局として、市域一帯の情報が送信されます。また、緊急性の高いJ・ALER T(ジェイアラート)情報は、消防庁から市役所を経由して自動で送信されます。

- 1 防災や災害時の情報
(警報や避難所など)
- 2 一般行政情報
- 3 地域情報
(区など)
- 4 J・ALER T情報
(全国同時配信システム)

市役所 (配信局・受信局情報) → 屋外スピーカー → 個別受信機(防災ラジオ)

●電池を入れておくので停電時でも使える(自動で照明点灯)
●持ち運びも可能
●音声/字幕ラジオも楽しめる
●最後に受信した情報を繰り返し届ける

◆運用までのスケジュール

- 6月25日(金) 運用開始
- 6月26日(土) 運用開始
- 6月27日(日) 運用開始
- 6月28日(月) 運用開始
- 6月29日(火) 運用開始
- 6月30日(水) 運用開始
- 7月1日(木) 運用開始
- 7月2日(金) 運用開始
- 7月3日(土) 運用開始
- 7月4日(日) 運用開始
- 7月5日(月) 運用開始
- 7月6日(火) 運用開始
- 7月7日(水) 運用開始
- 7月8日(木) 運用開始
- 7月9日(金) 運用開始
- 7月10日(土) 運用開始
- 7月11日(日) 運用開始
- 7月12日(月) 運用開始
- 7月13日(火) 運用開始
- 7月14日(水) 運用開始
- 7月15日(木) 運用開始
- 7月16日(金) 運用開始
- 7月17日(土) 運用開始
- 7月18日(日) 運用開始
- 7月19日(月) 運用開始
- 7月20日(火) 運用開始
- 7月21日(水) 運用開始
- 7月22日(木) 運用開始
- 7月23日(金) 運用開始
- 7月24日(土) 運用開始
- 7月25日(日) 運用開始
- 7月26日(月) 運用開始
- 7月27日(火) 運用開始
- 7月28日(水) 運用開始
- 7月29日(木) 運用開始
- 7月30日(金) 運用開始
- 7月31日(土) 運用開始
- 8月1日(日) 運用開始
- 8月2日(月) 運用開始
- 8月3日(火) 運用開始
- 8月4日(水) 運用開始
- 8月5日(木) 運用開始
- 8月6日(金) 運用開始
- 8月7日(土) 運用開始
- 8月8日(日) 運用開始
- 8月9日(月) 運用開始
- 8月10日(火) 運用開始
- 8月11日(水) 運用開始
- 8月12日(木) 運用開始
- 8月13日(金) 運用開始
- 8月14日(土) 運用開始
- 8月15日(日) 運用開始
- 8月16日(月) 運用開始
- 8月17日(火) 運用開始
- 8月18日(水) 運用開始
- 8月19日(木) 運用開始
- 8月20日(金) 運用開始
- 8月21日(土) 運用開始
- 8月22日(日) 運用開始
- 8月23日(月) 運用開始
- 8月24日(火) 運用開始
- 8月25日(水) 運用開始
- 8月26日(木) 運用開始
- 8月27日(金) 運用開始
- 8月28日(土) 運用開始
- 8月29日(日) 運用開始
- 8月30日(月) 運用開始
- 8月31日(火) 運用開始
- 9月1日(水) 運用開始
- 9月2日(木) 運用開始
- 9月3日(金) 運用開始
- 9月4日(土) 運用開始
- 9月5日(日) 運用開始
- 9月6日(月) 運用開始
- 9月7日(火) 運用開始
- 9月8日(水) 運用開始
- 9月9日(木) 運用開始
- 9月10日(金) 運用開始
- 9月11日(土) 運用開始
- 9月12日(日) 運用開始
- 9月13日(月) 運用開始
- 9月14日(火) 運用開始
- 9月15日(水) 運用開始
- 9月16日(木) 運用開始
- 9月17日(金) 運用開始
- 9月18日(土) 運用開始
- 9月19日(日) 運用開始
- 9月20日(月) 運用開始
- 9月21日(火) 運用開始
- 9月22日(水) 運用開始
- 9月23日(木) 運用開始
- 9月24日(金) 運用開始
- 9月25日(土) 運用開始
- 9月26日(日) 運用開始
- 9月27日(月) 運用開始
- 9月28日(火) 運用開始
- 9月29日(水) 運用開始
- 9月30日(木) 運用開始
- 9月31日(金) 運用開始
- 10月1日(土) 運用開始
- 10月2日(日) 運用開始
- 10月3日(月) 運用開始
- 10月4日(火) 運用開始
- 10月5日(水) 運用開始
- 10月6日(木) 運用開始
- 10月7日(金) 運用開始
- 10月8日(土) 運用開始
- 10月9日(日) 運用開始
- 10月10日(月) 運用開始
- 10月11日(火) 運用開始
- 10月12日(水) 運用開始
- 10月13日(木) 運用開始
- 10月14日(金) 運用開始
- 10月15日(土) 運用開始
- 10月16日(日) 運用開始
- 10月17日(月) 運用開始
- 10月18日(火) 運用開始
- 10月19日(水) 運用開始
- 10月20日(木) 運用開始
- 10月21日(金) 運用開始
- 10月22日(土) 運用開始
- 10月23日(日) 運用開始
- 10月24日(月) 運用開始
- 10月25日(火) 運用開始
- 10月26日(水) 運用開始
- 10月27日(木) 運用開始
- 10月28日(金) 運用開始
- 10月29日(土) 運用開始
- 10月30日(日) 運用開始
- 10月31日(月) 運用開始
- 11月1日(火) 運用開始
- 11月2日(水) 運用開始
- 11月3日(木) 運用開始
- 11月4日(金) 運用開始
- 11月5日(土) 運用開始
- 11月6日(日) 運用開始
- 11月7日(月) 運用開始
- 11月8日(火) 運用開始
- 11月9日(水) 運用開始
- 11月10日(木) 運用開始
- 11月11日(金) 運用開始
- 11月12日(土) 運用開始
- 11月13日(日) 運用開始
- 11月14日(月) 運用開始
- 11月15日(火) 運用開始
- 11月16日(水) 運用開始
- 11月17日(木) 運用開始
- 11月18日(金) 運用開始
- 11月19日(土) 運用開始
- 11月20日(日) 運用開始
- 11月21日(月) 運用開始
- 11月22日(火) 運用開始
- 11月23日(水) 運用開始
- 11月24日(木) 運用開始
- 11月25日(金) 運用開始
- 11月26日(土) 運用開始
- 11月27日(日) 運用開始
- 11月28日(月) 運用開始
- 11月29日(火) 運用開始
- 11月30日(水) 運用開始
- 11月31日(木) 運用開始
- 12月1日(金) 運用開始
- 12月2日(土) 運用開始
- 12月3日(日) 運用開始
- 12月4日(月) 運用開始
- 12月5日(火) 運用開始
- 12月6日(水) 運用開始
- 12月7日(木) 運用開始
- 12月8日(金) 運用開始
- 12月9日(土) 運用開始
- 12月10日(日) 運用開始
- 12月11日(月) 運用開始
- 12月12日(火) 運用開始
- 12月13日(水) 運用開始
- 12月14日(木) 運用開始
- 12月15日(金) 運用開始
- 12月16日(土) 運用開始
- 12月17日(日) 運用開始
- 12月18日(月) 運用開始
- 12月19日(火) 運用開始
- 12月20日(水) 運用開始
- 12月21日(木) 運用開始
- 12月22日(金) 運用開始
- 12月23日(土) 運用開始
- 12月24日(日) 運用開始
- 12月25日(月) 運用開始
- 12月26日(火) 運用開始
- 12月27日(水) 運用開始
- 12月28日(木) 運用開始
- 12月29日(金) 運用開始
- 12月30日(土) 運用開始
- 12月31日(日) 運用開始

広報こぼやしへの掲載(令和2年6月)

【県管理区間分】【令和2年度】取組施策の進捗事例

三股町

■取組(1)災害に強い人づくりの推進

「立地適正化計画」の策定、その記載事項として「防災に関する方針」を作成

・令和2年度に、いずれ訪れる人口減少や更なる高齢化による、まちの変化にいち早く対応するための具体的な戦略として「立地適正化計画」を策定し、その記載事項として「防災に関する方針」を作成した。

今回作成した「防災に関する方針」

(1)方針作成までの流れ

本町では、防災に関する計画に「三股町国土強靱化地域計画」「三股町地域防災計画」を策定している。

これら計画との整合性を踏まえ、以下の工程で防災に関する方針を作成した。

防災に関する方針作成の流れ

①現況と取組 ②災害に係る情報整理 ③災害に係る課題抽出 ④課題解決に向けた取組方針 ⑤具体的な対応策

○作成の流れ

①現況と取組

●災害リスクの低減(ソフト事業の一部)

令和元年度(2019年)に、土砂災害警戒区域、河川浸水想定区域等や避難場所、避難経路等を記載した「土砂災害・洪水ハザードマップ」の作成を行い、住民の防災意識の高揚と避難意識の強化に取り組んだ。

②災害に係る情報整理

●ハザードマップの整理

「土砂災害警戒区域」「河川浸水想定区域」「ため池洪水浸水区域」の災害の危険性がある区域を示した。

③災害に係る課題抽出

④ア)課題解決のための方向性

●危機管理体制の強化

職員の危機管理能力の向上に努め、迅速かつ的確に対応できる体制づくりを推進する。

また、防災教育・訓練、自主防災組織や防災士の育成支援、町民の防災意識の高揚に努めるとともに、消防団(水防団)と自主防災組織の合同避難訓練や救急法(応急手当)等の講習会等の実施、避難路の整備等、消防・水防及び救急体制の充実に努める。

●災害危険箇所の対策推進

災害危険箇所の防災点検を行い、土砂災害警戒区域における警戒避難体制整備の検討や雨水冠水等、地域の特性に応じた予防的施策を実施するとともに、災害防止施設の整備を関係機関に要請する。

●河川機能の保全

河川の整備については、自然環境との調和を図りながら、河川機能の保全に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら町民に対する河川情報の伝達・周知体制の充実に努める。

●砂防事業の推進

災害危険箇所における災害防止施設の整備や既設砂防施設の機能確保を図るための堆積物の除去事業等について、関係機関に要望する。

また、森林の保全・育成に取り組み、豊かな自然を育む土壌の流出防止に努める。

イ)課題解決のための取組方針の一部

●ハード整備の強化

交流拠点施設整備事業で、非常時の避難所機能も想定し整備を行う。

⑤具体的な対応策

【全図】 公的施設等掲示用ハザードマップ



【県管理区間分】【令和2年度】取組施策の進捗事例

高原町

- **取組(1)災害に強い人づくりの推進**
「防災備蓄倉庫の設置」

・令和2年度に町内全域の備蓄倉庫補充及び町職員の備蓄として防災倉庫を設置しました。



【県管理区間分】【令和2年度】取組施策の進捗事例

鹿児島県

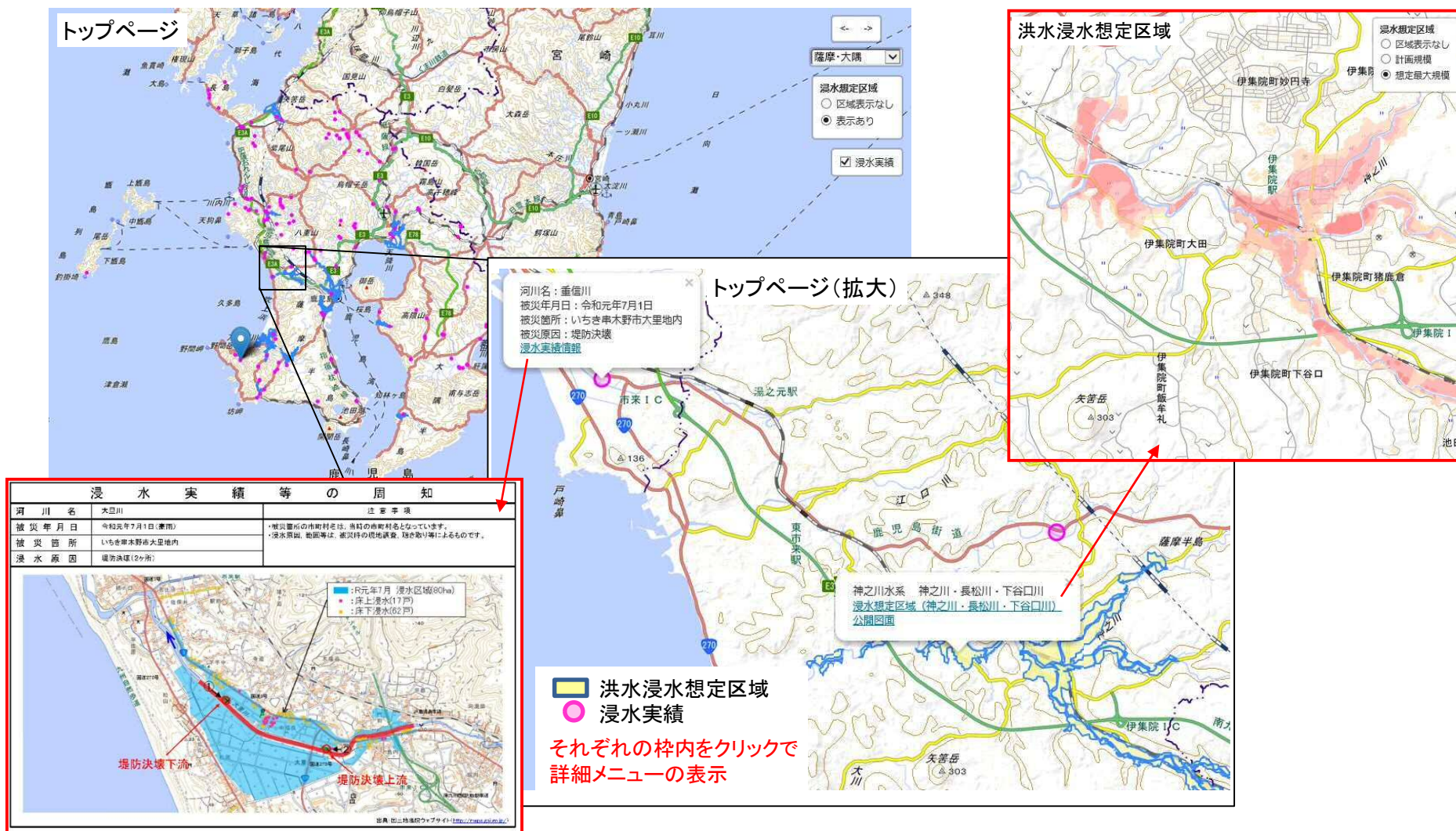
- 取組(2)情報伝達のための環境づくりの推進
「鹿児島県水害リスクマップの公表」

取組(2) 情報伝達のための環境づくりの推進

「鹿児島県水害リスクマップの公表」

鹿児島県

・鹿児島県で把握・公表している水害リスク情報(洪水浸水想定区域や浸水実績)について、地図情報上に集約化し、「鹿児島県水害リスクマップ」として県ホームページに公表(R3.2月末より運用)



【県管理区間分】【令和2年度】取組施策の進捗事例

曾於市

■取組(1)災害に強い人づくりの推進

「土砂災害・全国防災訓練(曾於市末吉町岩南地区)」

【訓練の概要】

1. 開催日時: 令和2年6月8日(月) 9時~11時
2. 開催機関: 曾於市
※今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、外部(要配慮者利用施設、消防団、自主防災組織等)の参加は見送った。
3. 訓練参加者: 8人
・防災担当課5人、土木担当課2人、福祉課1人
4. 主な訓練内容
・**情報伝達訓練のみ**
5. 訓練で工夫した点
・今年度新たに防災担当となった職員を中心に実施し、災害対応経験のある職員はサポートに入った。
6. 訓練により判明した課題
・**防災行政無線の操作習熟度不足**
・**防災情報や災害時の体制及び業務への理解**



情報伝達訓練(防災行政無線)



情報伝達訓練(建設担当課による被害報告)